

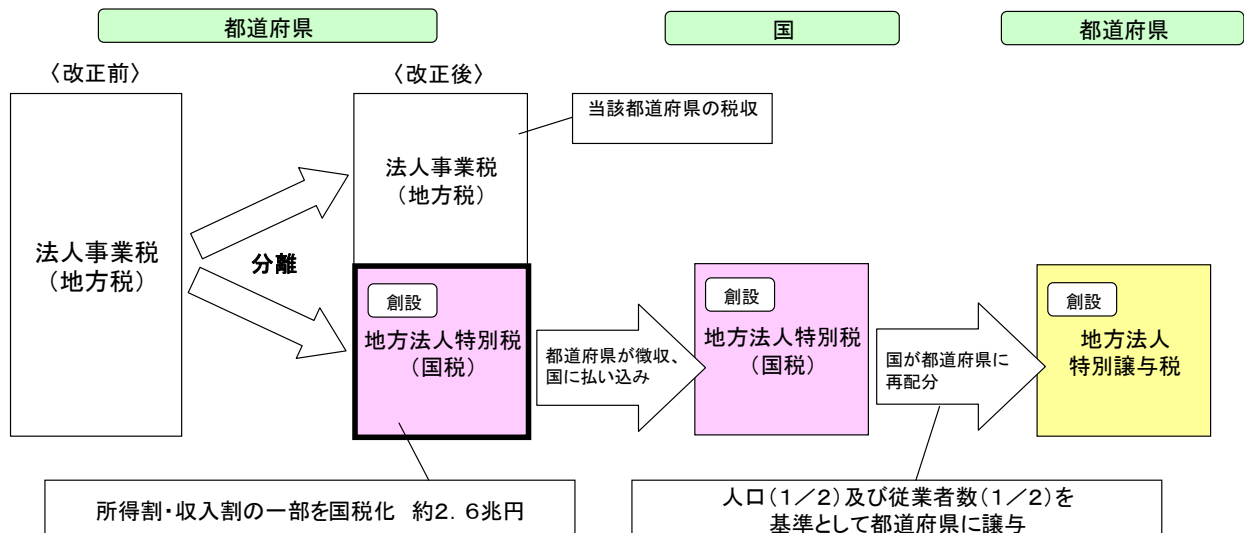
地方法人特別税が創設されました

平成20年度の税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設されました。

ポイント

- ◆ 平成20年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税とあわせて地方法人特別税の申告が必要となります。
- ◆ 各法人の法人事業税と地方法人特別税とを合わせた税負担は、増えることはありません。

制度の概要



(1) 法人事業税の改正

- ・法人事業税(所得割・収入割)の税率が引き下げられました。

[法人事業税の変更についてはこちらをご覧ください](#)

(2) 地方法人特別税(国税)の創設

- ・法人事業税(所得割・収入割)の一部(2.6兆円)を分離し、地方法人特別税(国税)が創設されました。
- ・地方法人特別税は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)に税率をかけて計算します。
- ・都道府県に法人事業税とあわせて申告納付します。
- ・平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(3) 地方法人特別譲与税の創設

- ・地方法人特別税の税収は、都道府県に地方法人特別譲与税として譲与します。
- ・譲与基準は、人口(1/2)及び従業者数(1/2)です。

- 課税標準や税率等、詳しい内容については、[地方法人特別税について](#)をご覧ください。
- 「地方法人特別税等に関する暫定措置法」については、[総務省ホームページ](#)をご覧ください。
- その他お問い合わせは、下記までお願いします。
 - ・ [所管都税事務所の法人事業税係](#)
 - ・ 主税局 課税部法人課税指導課 法人事業税係 (TEL 03-5388-2963)